

## 地域包括支援センターの増設及び委託について

### 1 地域包括支援センターの増設の目的

- (1) 平成27年度から介護保険法が一部改正されたことにより、新しい地域支援事業が始まる。この事業に対応し、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援できるよう、地域包括支援センターの充実及び機能拡充を図るため、業務量にあわせた人員配置が必要であるが、新たに地域包括支援センターを増設することにより、マンパワーの充実を図る。
- (2) 増設の地域包括支援センターは、江田島市社会福祉協議会へ委託する。
- (3) 市地域包括支援センターは、基幹型地域包括支援センターの役割も担う。

### 2 委託する事業の内容

- (1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業
  - 介護予防・生活支援サービス事業
  - 一般介護予防事業
- (2) 包括的支援事業
  - 地域包括支援センターの運営
  - 在宅医療・介護連携の推進
  - 認知症施策の推進
  - 生活支援サービスの体制整備
- (3) 任意事業
  - 介護給付費適正化事業

### 3 委託する圏域

「江田島圏域」「能美圏域」「沖美圏域」に一箇所を設置し、担当地区は江田島町・能美町・沖美町とする。

イメージ

市地域包括支援センター（基幹型の役割）	
社協地域包括支援センター （江田島圏域・能美圏域・沖美圏域）	市地域包括支援センター （大柿圏域）

## 4 委託料と財源

### (1) 概算委託料と財源

区分	金額	内 訳
人件費等	10,215,000 円	職員3名分(保健師, 社会福祉士, 主任介護支援専門員)
事務費等	1,454,000 円	旅費, 通信運搬費, 消耗品費, 賃借料, 印刷製本費他
合計	11,669,000 円	

財源	金額	補助割合
国	4,550,000 円	39.0%
県	2,276,000 円	19.5%
市	2,276,000 円	19.5%
保険料	2,567,000 円	22.0%
合計	11,669,000 円	100.0%

## 5 江田島市社会福祉協議会への委託理由

- (1) 社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない社会福祉法人である。
- (2) 「福祉のまちづくり」の実現をめざした活動及び、地域福祉の推進に係る様々な活動を展開し、介護保険事業・障害者自立支援事業等のサービスを提供している。
- (3) 多くの専門職と、支援体制の機動力を備えている。
- (4) 市の施策への協力には欠かせない戦力になっている。

## 6 委託のスケジュール

平成27年12月21日	江田島市地域包括支援センター運営協議会にて承認
平成28年 2月 2日	江田島市議会全員協議会
2月	江田島市議会定例会(当初予算上程)
3月24日	江田島市社会福祉協議会理事会
6月 1日	江田島市社会福祉協議会へ委託・事業開始

↳ 14人のうち13人  
↓  
全員増成